

法学部学生総会の任務とその運営について

— その基本原則 —

1. 任務

1. 丁学部委員会が正式に再建、充足に至るまでの、法学部全学生を代表する臨時代表団を選出する。
2. 丁学生の民主化に関する基本方針及び臨時代表団の基本的任務を決定する。
3. その他

2. 総会とその運営

。 現行全学自治会規約の民主的核心理念（二条目的）——本会は会員の自治により学向の自由、学向の自治、民主主義を守りつつ真理を追求し社会的文化的ならびに経済的諸条件の改善などを願って学生生活全般の発展向上を計りあわせて恒久平和と人類の福祉に寄与することを目的とする——の運用でも、この総会の成立相洋、運営方法を決定する。

1. 才七条（最高意思決定）——全学学生大会及び学生投票は全学学生の最高意思を決定する。——
丁学生総会は丁学生の当面の最高意思を決定する。

2. 才十条（定員数・表決）——①全学学生大会は全会員の4分の1以上の出席をもって成立する。ただし委任状を含む。②全学学生大会の意思は出席会員の過半数の賛成をもって決定する。③委任状は定員数の4分の1まで有効とする。——

丁学生総会は学部学生の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし委任状を含む。

丁学生総会の意思は出席した丁学生の過半数をもって決定する。

委任状は定員数の4分の1まで有効とする。

3. 才四条（会員の義務権利）省略

試案の進行については本総会の任務にのっとり、議長団の指揮の下に各人の語権利及義務を發揮し円滑に務める。

4. 臨時代表団と選出とその任務について

①・臨時代表団は直接投票をもって選出する。②・選挙管理手の指示のもとに投票は予め配布された投票用紙に無記名で予宛全連記とする。③・上位了名をもって代表となす。④・臨時代表団は丁学生総会で決ぎされた基本方針に基いてその任務を遂行する。

○ 総会に提案される方は、試案書（六百部以上）を持参の上丁実行C（丁II C 山口）へ11月5日午後一時までに届ける。

○ 臨時代表に正候補される方は総会開始後午後二時までに申し出る。（選挙管理手選出後、その管理は選挙に委行する）

※ 尚この原則について不満・意見があれば丁実行C代表丁II C 山口に申し出ること。

△丁実行C代表 山口 一△